

○厚生労働省令第五十三号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）及び厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）を実施するため、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

厚生労働大臣 福岡 資麿

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
(食品健康被害情報管理室及び輸入食品安全対策室) 第二十三条の三 食品監視安全課に、食品健康被害情報管理室及び輸入食品安全対策室を置く。 2 食品健康被害情報管理室は、飲食に起因する衛生上の危害が生じ、又は生じるおそれがある旨の情報の収集及び当該情報の分析又は評価並びにその結果の提供に関する事務をつかさどる。 3 食品健康被害情報管理室に、室長を置く。 4・5 (略) (企画調整主幹及び統括研究官) 第五百三十八条 国立保健医療科学院に、企画調整主幹一人及び統括研究官四人(うち一人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)を置く。 2・3 (略) (地方厚生局に置く課) 第七百九条 地方厚生局に、健康福祉部及び麻薬取締部に置くもののほか、次に掲げる課を置く。 総務課 会計課 (関東信越厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局に限る。) 企画調整課 年金指導課 (関東信越厚生局、東海北陸厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局に限る。) 年金調整課 (関東信越厚生局、東海北陸厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局に限る。) 年金管理課 (北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局に	(輸入食品安全対策室) 第二十三条の三 食品監視安全課に、輸入食品安全対策室を置く。 (新設) (新設) 2・3 (略) (企画調整主幹及び統括研究官) 第五百三十八条 国立保健医療科学院に、企画調整主幹一人及び統括研究官五人(うち一人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)を置く。 2・3 (略) (地方厚生局に置く課) 第七百九条 地方厚生局に、健康福祉部及び麻薬取締部に置くもののほか、次に掲げる課を置く。 総務課 会計課 (関東信越厚生局に限る。) 企画調整課 年金指導課 (関東信越厚生局、東海北陸厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局に限る。) 年金調整課 (関東信越厚生局、東海北陸厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局に限る。) 年金管理課 (北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局に

限る。) 年金審査課 管理課 医療課 調査課 特別指導第一課（関東信越厚生局及び近畿厚生局に限る。） 特別指導第二課（関東信越厚生局及び近畿厚生局に限る。） 指導監査課（北海道厚生局を除く。）	限る。) 年金審査課 管理課 医療課 調査課 特別指導第一課（関東信越厚生局及び近畿厚生局に限る。） 特別指導第二課（関東信越厚生局及び近畿厚生局に限る。） 指導監査課（北海道厚生局を除く。）
（総務課の所掌事務） 第七百十條 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 十四（略） 2 関東信越厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局の総務課は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第八号まで及び第十一号から第十四号までに掲げる事務をつかさどる。	（総務課の所掌事務） 第七百十條 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 十四（略） 2 関東信越厚生局の総務課は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第八号まで及び第十一号から第十四号までに掲げる事務をつかさどる。
（上席児童扶養手当監査官及び児童扶養手当監査官、上席社会福祉監査官及び社会福祉監査官並びに上席生活保護監査官及び生活保護監査官） 第七百二十二條 健康福祉課に、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。 一（略） 二 関東信越厚生局 次に掲げるもの イ（略） ロ 児童扶養手当監査官二人（関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）	（上席児童扶養手当監査官及び児童扶養手当監査官、上席社会福祉監査官及び社会福祉監査官並びに上席生活保護監査官及び生活保護監査官） 第七百二十二條 健康福祉課に、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。 一（略） 二 関東信越厚生局 次に掲げるもの イ（略） ロ 児童扶養手当監査官二人
三（略） ハヘ（略） 2 7（略） （密輸対策官）	三（略） ハヘ（略） 2 7（略） （密輸対策官）

第七百三十四条の七 関東信越厚生局及び九州厚生局の密輸対策課に密輸対策官二人を、近畿厚生局の密輸対策課に密輸対策官三人を置く。 2 (略)	第七百三十四条の七 関東信越厚生局の密輸対策課に密輸対策官二人を、近畿厚生局及び九州厚生局の密輸対策課にそれぞれ密輸対策官三人を置く。 2 (略)
---	---

附 則

この省令は、公布の日から施行する。